

愛知県自殺対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 多くの自殺は様々な社会的な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死であり、社会的な取組とうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により予防が可能であるということを踏まえ、自殺対策に関して関係機関及び民間団体等と協議を行い、もって本県における自殺対策を総合的に推進するため愛知県自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 地域の特性に応じた自殺対策の取組の方向性に関する事
- (2) 愛知県の自殺対策の計画策定に関する事
- (3) 自殺対策の取組の成果の検証に関する事
- (4) その他自殺対策の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別紙に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合に委嘱できる補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が団体の代表として選任されている場合は、検討事項等により委員に代わりその団体から代理を出席させることができる。

(座長)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、原則公開とする。ただし、協議会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行うとき
 - (2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。
 - 3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

- 4 協議会はやむを得ない理由により会議を開くことが困難な場合は、書面による協議を行うことができる。
- 5 会議録は5年間保存する。

(部会)

第6条 協議会には、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、座長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、座長が指名する。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条中「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。